

令和 5 年度

事業概要

- ・ 消費生活センターの概要
- ・ 令和 5 年度 事業計画
- ・ 令和 4 年度 事業実施状況



愛媛県消費生活相談窓口イメージキャラクター 「こまどりのPiPi (ピピ)」

愛媛県消費生活センター

目 次

I 消費生活センターの概要

1 沿 革	1
2 施 設 の 概 要	2
3 組 織 及 び 職 員 数	4
4 所 掌 事 務	4

II 令和5年度 事業計画

1 各 種 講 座 等 の 開 催	5
2 展 示 啓 発 及 び 広 報	5
3 情 報 の 提 供	6
4 消 費 生 活 相 談 の 実 施	6
5 商 品 テ ス ト 等 の 実 施	7
6 消 費 者 行 政 推 進 団 体 の 育 成 ・ 支 援	7
7 市 町 相 談 窓 口 と の 連 携	7

III 令和4年度 事業実施状況

1 各 種 講 座 等 の 開 催	8
2 展 示 啓 発 及 び 広 報	10
3 情 報 の 提 供	12
4 消 費 生 活 相 談 の 実 施	13
5 商 品 テ ス ト 等 の 実 施	14
6 相 談 受 付 事 務 処 理 の 流 れ	14

I 消費生活センターの概要



1 沿 革

昭和45年 8月15日

生活相談室を設置。総務部生活課内で相談員（非常勤）2名で相談業務を開始

昭和45年12月 1日

愛媛県生活センター設置。県議会議事堂1階で展示・相談業務を開始

昭和47年 4月 1日

所長以下定員5名の専任職員を配置、生活環境部生活課で業務開始

昭和47年 6月21日

愛媛県生活保健ビル（松山市三番町8丁目234番地）へ新築移転。

商品テスト室、研修室を拡充。テスト業務、各種講座を開始

昭和49年 4月 1日

定員2名増員（職員7名）

昭和51年 4月 1日

相談員（非常勤隔日勤務）2名増員（相談員4名）

昭和51年 6月15日

定員1名増員（職員8名）

昭和52年 4月

えひめ生活センター友の会事務局設置

昭和56年 4月 1日

商品テスト施設開放事業開始

昭和61年 7月 1日

国民生活センターとのオンラインシステム稼働

昭和62年 2月 1日

相談室に「消費者110番」開設

昭和62年10月28日

愛媛県婦人総合センター（松山市山越町450番地）へ新築移転

平成 3年 4月 1日

愛媛県婦人総合センターを愛媛県女性総合センターに改称

平成13年 4月 1日

定員1名減員（職員7名）

平成18年 4月 1日

愛媛県消費生活センターに名称変更

相談員3名増員、松山地方局管内の相談業務を統合

平成19年 4月 1日

相談員1名増員、西条、今治、八幡浜及び宇和島の各地方局の相談業務を廃止
（市町の窓口に相談窓口設置）

平成20年 4月 1日

相談員2名減員（相談員6名）

平成21年 4月 1日

センター所長 課長職に格上げ

定員1名増員（職員8名）

消費者行政活性化基金を利用し相談員3名増員（相談員9名）

相談時間の延長（7月開始）9時～16時→9時～19時

平成23年 3月22日

商品テスト室・センター事務室の改修

平成23年 4月 1日

愛媛県女性総合センターを愛媛県男女共同参画センターに改称

平成24年 4月 1日

相談員1名減員(相談員8名)

平成26年 4月 1日

相談時間の変更

9時～19時 → 月・火・木・金曜日9時～17時、水曜日9時～19時

(祝日及び年末年始を除く)

平成28年11月19日

PiPiのなるほどルーム(消費生活展示室)オープン

平成31年 4月 1日

相談員1名減員(相談員7名)

令和 4年 4月 1日

定員1名減員(職員7名)

2 施設 の 概 要

(1) 所在地 松山市山越町450番地 愛媛県男女共同参画センター内

(2) 構造 鉄筋コンクリート造(一部SRC造)地下1階、地上3階

(3) 規 模

敷地面積 4,983.91 m²

延床面積 4,549.56 m²

専用部分

1階

事務室 99.83 m²

相談室 22.50 m²

所長室 20.03 m²

展示啓発コーナー 111.99 m²

会議室 51.95 m²

資料保管室 37.00 m²

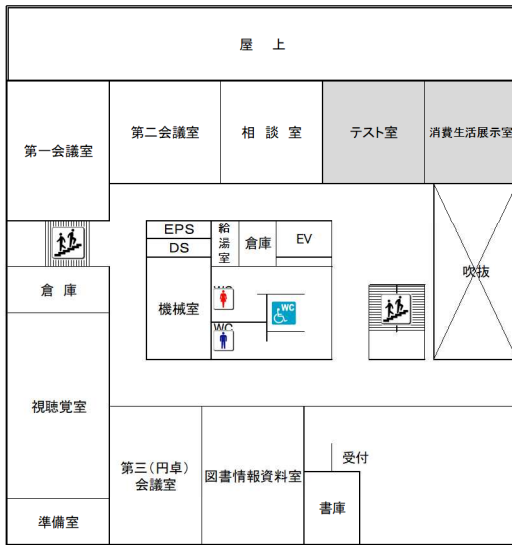
2階

テスト室・消費生活展示室 101.71 m²

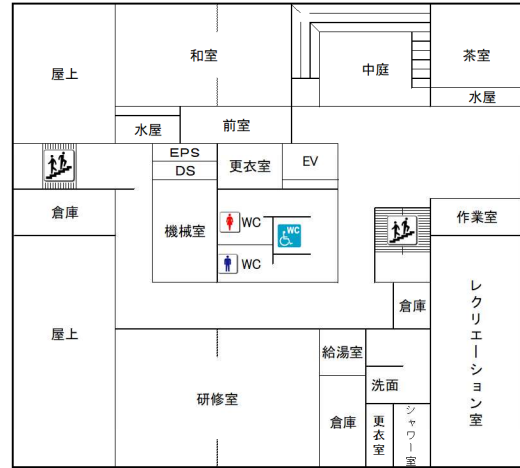
計 445.01 m²

(4) 平面図

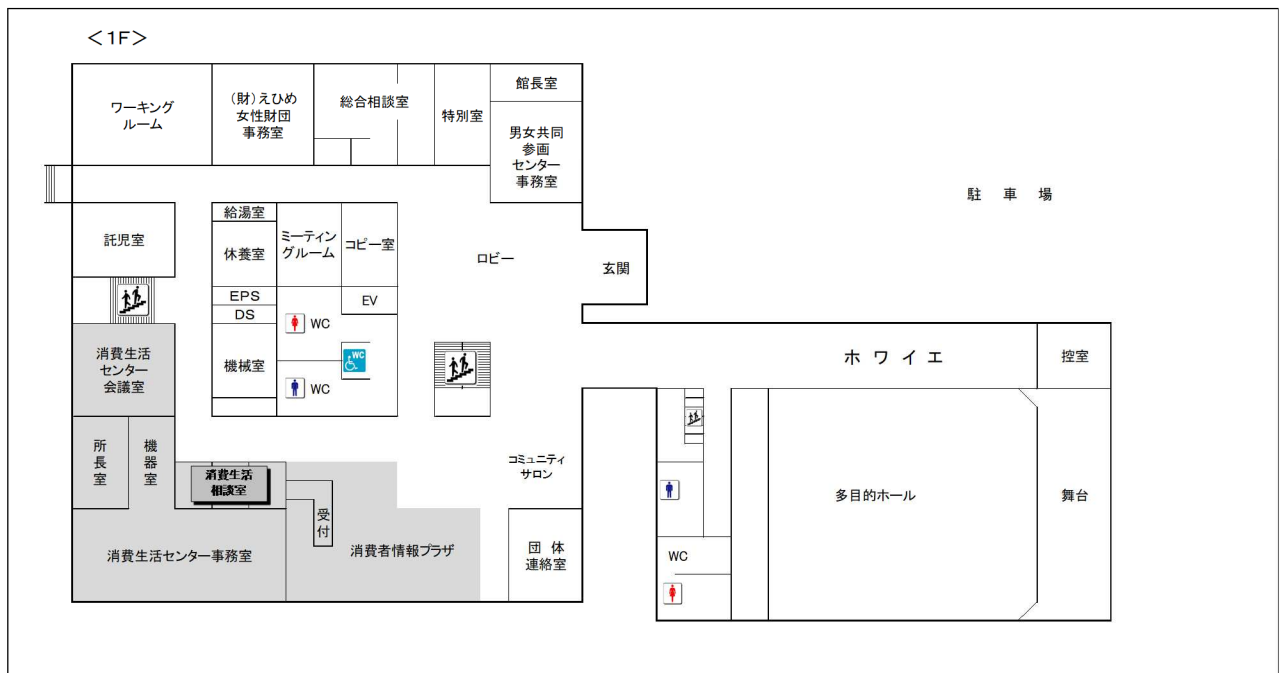
<2F>



<3F>



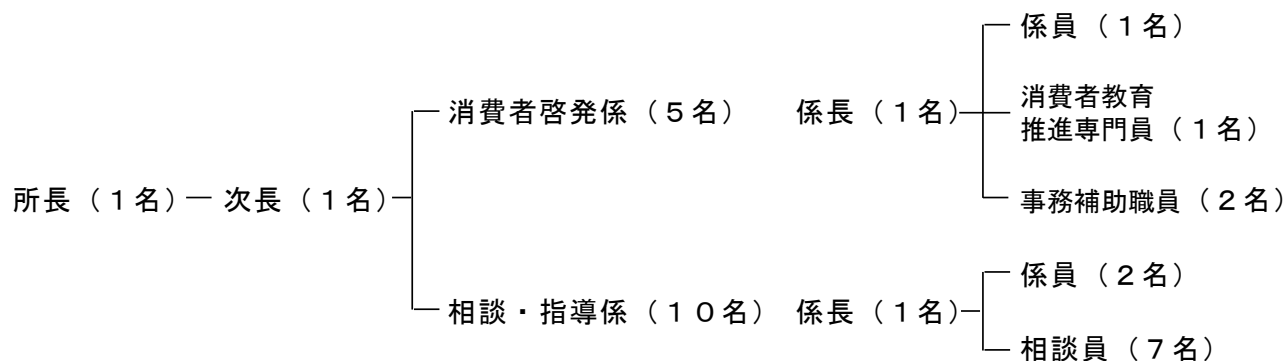
<1F>



3 組織及び職員数

(令和5年4月1日現在)

(1) 組織



(2) 職員数

区分	所長	次長	消費者啓発係	相談・指導係	会計年度任用職員	合計
職員数	1名	1名	2名	3名	10名	17名

4 所掌事務

(令和5年4月1日現在)

消費者啓発係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 職員の服務に関する事。
- (3) 予算の経理その他会計事務に関する事。
- (4) 文書の収発、編纂及び保存に関する事。
- (5) 消費生活に係る展示に関する事。
- (6) 消費生活に係る情報の提供に関する事。
- (7) 消費生活に係る各種講座等の開催に関する事。
- (8) えひめ消費生活センター友の会に関する事。
- (9) 他の係の所管に属しない事。

相談・指導係

- (1) 消費生活に係る相談に関する事。
- (2) 消費生活に係る商品テストに関する事。
- (3) 全国消費生活情報ネットワークシステムに関する事。
- (4) 市町の消費生活相談への指導及び協力に関する事。

Ⅱ 令和5年度 事業計画



1 各種講座等の開催

消費者自らが考え、行動する「消費者市民社会」の実現のため、各種講座やイベント等を開催する。

(1) 消費生活講座等の実施

消費者が安全・安心な消費生活を営むための一助として、消費生活センターや各種学校・施設等において、商品や役務の契約、解約などの消費生活に関する知識等について学習の機会を提供し、消費者の意識向上・自立支援を図る。

(2) 市町消費者教育推進強化事業

消費者教育のコーディネーターとして消費者教育推進専門員を配置し、出前講座の推進など、市町と連携しながら、学校関係者などに対し、消費者教育・啓発事業の紹介等を行い消費者教育の推進を図る。

(3) おもいやり消費普及啓発事業

環境、人、地域をおもいやる消費活動である「おもいやり消費」について、日常生活で取り組むきっかけとなる啓発キャンペーンを実施する。

テーマ	「環境へのおもいやり（地球環境へ配慮）」
日時	令和5年11月25日（土） 11:00～16:00（予定）
場所	エミフルMASAKI（伊予郡松前町筒井 850） エミモール1F（グリーンコート、フローラルコート）
内容	消費者イベント概要 ○開催セレモニー ○トークショー・アトラクションなど各種消費者啓発イベント ○展示・啓発コーナー設置 ○啓発資料・グッズ等配布
委託先	株式会社FM愛媛
委託期間	令和5年7月26日～令和5年12月22日

(4) 「えひめ男女共同参画フェスティバル」協賛事業

男女共同参画センター主催「えひめ男女共同参画フェスティバル」において、当センター業務のPRを行う。

日時	令和5年12月2日（土）、3日（日） 10:00～16:00（予定）
場所	愛媛県男女共同参画センター
対象	「えひめ男女共同参画フェスティバル」参加者 約350名
内容	PiPiのなるほどルーム見学、リサイクル工作

2 展示啓発及び広報

(1) 各種啓発資料の発行

消費者が安全・安心な消費生活を営むための情報資料を発行

- えひめのくらしの発行 年2回 各10,000部発行
- 啓発リーフレットの印刷

(2) 消費の日記念事業の開催

より多くの県民に、消費者問題に関心を持ってもらうため、「消費者月間」である5月に、ロビー展・パネル展を実施し、パネル展示、パンフレット等を配布するほか、ホームページ、インフォメーションボード、県公式 SNS での広報を実施した。

日 時	令和5年5月1日（月） ～ 5月31日（水）の間
場 所	消費生活センター （5月1日（月）～31日（水）） 県庁、各地方局・支局（5月15日（月）～19日（金））
内 容	消費者月間の周知、消費者ホットライン「188」の紹介 消費者被害防止の啓発、パンフレット・グッズの配布 等

(3) 消費生活展示室（PiPi のなるほどルーム）

商品の安全性に関する商品知識を啓発するため、商品サンプルを活用して視覚化しわかりやすい常設展示を行う。

(4) 常設展示（消費者情報プラザの展示コーナー）

商品の利便性に関する展示を行うとともに、消費生活トラブルの未然防止のため、生活に役立つ情報や図書・DVD 等開放型の展示・閲覧コーナーを設置している。

(5) インターネットのホームページを活用した啓発

愛媛県ホームページの「消費者情報プラザ」にて、消費者被害の未然防止、拡大防止のための注意喚起や啓発資料等の紹介を効率的・効果的に行い、消費者の一層の自立支援を図る。

3 情報の提供

消費生活におけるトラブルの未然防止を図るため、相談業務で得た緊急性の高い情報を、マスコミ・市町へ情報提供する。

(1) 新聞社等への原稿提供

消費者トラブルの発生・拡大防止のため、消費生活相談の状況や相談事例について、新聞社（毎月1回）や民間団体等に原稿提供を行う。

(2) 市町への広報誌原稿提供

各市町発行の広報誌等に毎月1回、消費者トラブルに関する情報を提供する。

(3) マスコミを通じた情報提供

テレビ・ラジオ、地域情報紙等のメディアを通じて、消費者被害の拡大防止のための緊急性の高い情報を提供する。

4 消費生活相談の実施

消費者からの消費生活に係る相談、苦情や問合せ、多重債務の相談に対応する。

(1) 消費生活相談員による消費生活相談の実施

○相談時間 月・火・木・金曜日 9時～17時、水曜日 9時～19時
（祝日及び年末年始を除く）

(2) 法律の専門家による消費生活相談の実施

○弁護士・司法書士相談（月3回） 13時30分～15時30分

(3) 消費生活相談体制の強化

県及び市町の相談員を対象に、定期的に研修を開催するほか、情報共有等により一層の連携を図り、県内の消費生活相談体制の強化を図る。

(消費者相談人材養成事業)

実施期間 令和5年8月28日(月)～令和6年2月26日(月)

回数 16回

受講者 県内の消費生活相談員または消費者行政職員

内容 消費生活相談員の実務に必要な関係法令、専門知識の習得

5 商品テスト等の実施

消費者から寄せられた商品の品質・機能等に関する苦情相談について、その原因を究明するためにテストを受け付けるほか、生活科学の学習の場として体験テストを実施する。

6 消費者行政推進団体の育成・支援

消費生活センターを中心に活動する消費者グループの育成と活動支援を行う。

7 市町相談窓口との連携

市町の消費生活相談窓口と連携し、きめ細かな相談対応を行う。

Ⅲ 令和4年度 事業実施状況



1 各種講座等の開催

消費者意識の向上を図り、消費者が安全・安心な消費生活を営むための一助として、消費生活に関連する知識を啓発するため、消費生活センター職員が各種講座や講演会等を開催した。

(1) 啓発・教育活動

悪質商法などによる被害の防止及やライフステージに応じた消費者教育を推進するため、依頼に応じて職員を講師として派遣した。

実施日	講座等の名称	場所	受講者数
4月5日	聖カタリナ大学・短期大学オリエンテーション 注意したい消費者トラブルについて	聖カタリナ大学・北条キャンパス	250
4月5日	聖カタリナ大学・短期大学オリエンテーション 注意したい消費者トラブルについて	聖カタリナ大学・市駅前キャンパス	80
4月26日	松山東雲女子大学・短期大学 新入生消費者啓発	松山東雲女子大学・短期大学	350
5月27日	おもいやり消費について	吉田高校	116
6月9日	社会への扉（契約と消費者トラブル）	松山中央高校	360
7月26日	愛媛大学社会共創学部新入生セミナーA 契約と消費者トラブル	愛媛大学	40
8月4日	総合教育センター 県立高校キャリアアップ研修Ⅱ	総合教育センター	5
8月25日	総合教育センター 小・中・高教員課題別研修情報教育講座	(オンライン)	33
9月6日	18歳成年	愛光高校（オンライン）	247
9月7日	社会への扉（契約と消費者トラブル）	今治西高校定時制	20
9月29日	社会への扉（契約と消費者トラブル）	川の江高校	176
10月26日	社会への扉（契約と消費者トラブル）	宇和高校三瓶分校	31
12月13日	社会への扉（契約と消費者トラブル）	松山東高校	362
12月13日	生涯学習センター コミュニティカレッジ（東予）	総合科学博物館	20
12月22日	高齢者大学校	県民文化会館	29
1月5日	生涯学習センター コミュニティカレッジ（中予）	生涯学習センター	35
1月11日	愛大連携講座	愛媛大学（オンライン）	90
2月1日	東予地方局悪質商法被害防止見守りネットワーク 推進会議	東予地方局（オンライン）	54
2月2日	消費生活トラブルについて	新居浜特別支援学校	44
2月9日	社会への扉（契約と消費者トラブル）	松山東雲高校	95
2月15日	消費生活トラブルについて	みなら特別支援学校	63
2月15日	高等学校教職員向けオンラインセミナー	消費生活センター（オンライン）	13
3月6日	視聴覚福祉センター職員研修	視聴覚福祉センター	15
計		23回	2,528

(2) 市町消費者教育推進強化事業

出前講座の推進など、消費者教育のコーディネーターとして消費者教育推進専門員を配置し、市町と連携し、学校関係者などに対し、消費者教育・啓発事業の紹介等を行い消費者教育の推進を図った。

交渉活動 1回(20市町外)

情報提供活動 4回(20市町外)

(3) おもいやり消費普及啓発事業の実施

環境、人、地域をおもいやる消費活動について、日常生活において「おもいやり消費」を心掛けるきっかけとなるよう、次のとおりキャンペーンを実施した。

テーマ 「地球へのおもいやり(地産地消)」

日時 令和4年11月12日(土) 11:00~16:00

場所 エミフルMASAKI(伊予郡松前町筒井850)
エミモール1F(グリーンコート、フローラルコート)

内容 消費者イベント概要
○開催セレモニー
○トークショー・アトラクションなど各種消費者啓発イベント
○展示・啓発コーナー設置
○啓発資料・グッズ等配布

委託先 株式会社FM愛媛

委託期間 令和4年7月5日~令和4年12月23日

(4) 新成人向けパンフレットの配布

成年年齢引き下げにより新しく成人となる世代が、適切な知識を身に付け消費者トラブルを未然に防ぐことができるよう啓発パンフレットを作成し、県内全ての高等学校(定時制、通信制含む)、特別支援学校卒業予定者に配付した。

名称 「オトナクエスト ~新成人よ 消費者トラブルから身を守れ!! ~」

配布実績 学校数 84校、生徒数 12,370人

委託先 南海放送株式会社

(5) 新成人及び一般向けPR動画の放送等

新成人向け及び一般向けに消費者として気を付けなければならないことを周知するPR動画を作成し、テレビCM、SNS、電車内広告等での広告により、様々な世代、生活習慣の県民へ訴求を図った。

またポスターを作成し、県立高校、県立中等、私立高校、私立中等、国立高校、特別支援学校等に配布して啓発に努めた。

【PR動画内容】

① 新成人(若者世代)向け動画 短編1本(15秒)、長編1本(1分55秒)

② 一般(親世代)向け動画 短編1本(15秒)、長編1本(1分44秒)

【動画広告・配信】

① 新成人(若者世代)向け動画

短編 テレビスポットCM放送(50本): 2023.1.1~1.31

長編 WEB広告配信(YouTube、Instagram、Tiktok): 2023.1.1~1.31

南海放送公式YouTubeチャンネル掲載: 2022.12.19~2023.3.31

- 南海放送アプリ掲載：2023.1.1～1.31
 伊予銀行デジタルサイネージ上映（県内97店舗）：2023.1.4～3.31
- ② 一般（親世代）向け動画
 短編 テレビスポットCM放送（50本）：2023.1.1～1.31
 愛媛銀行デジタルサイネージ上映（県内外94店舗）2023.1.16～3.31
 長編 WEB広告配信（YouTube、Instagram、Facebook）2023.1.1～1.31
 南海放送公式YouTubeチャンネル掲載：2022.12.19～2023.3.31
 南海放送アプリ掲載：2023.1.1～1.31
 伊予銀行デジタルサイネージ上映（県内97店舗）2023.1.4～3.31
- ③ 電管用動画（15秒、ナレーションなし）
 伊予鉄道市内電車ビジョン広告（放映車両18両）：2023.1.1～2.28
 委託先 南海放送株式会社

2 展示啓発及び広報

消費者意識の向上や消費生活センター相談窓口を周知するため、消費生活に役立つ情報を、資料の発行、展示、ホームページなどにより提供した。

（1）各種啓発資料の発行

資 料 名	発 行 部 数
えひめのくらし	年2回 毎回 10,000部
「消費生活かるた」カレンダー	6,000部
啓発リーフレット（ピピッと解決ガイド）	5,000部

（2）「消費者の日」記念事業

県民に、5月の「消費者月間」及び「消費者の日」を広報するとともに、消費者月間に関心を持ってもらうために、ロビー展、ホームページ、県政広報番組、インフォメーションボードで啓発を行った。

【ロビー展】

日時・場所 令和4年5月 1日（日）～31日（火）消費生活センター
 令和4年5月16日（月）～20日（金）県庁
 内 容 パネル展示、パンフレット・グッズの配布

（3）消費生活展示室（PiPiのなるほドルーム）

商品の安全性に関する商品知識を、商品サンプルを用いて消費者にわかりやすく提示した。（常設展示）

PiPiのなるほドルーム見学者

（単位・人数）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学者数	0	0	0	0	10	0	0	0	35	0	0	0	45

（4）常設展示（消費者情報プラザの展示コーナー）

県民が気軽に利用できる開放型の展示・閲覧コーナーを整備し、啓発パネル等を随時更新した。

- 悪質商法の手口（架空・不当請求、マルチ商法、点検商法、利殖商法）
- クーリング・オフ（無条件解約） ・ 国民生活センター見守り新鮮情報

展示コーナー参観者数

(単位・人数)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
参観者数	483	515	590	540	340	438	528	572	677	479	387	499	6,048

(5) ホームページによる啓発

消費生活センターのホームページにおいて、消費者被害の未然防止及び拡大防止に向けた情報発信を行い、消費者教育の充実・強化を図った。

消費生活センターホームページの概要

項 目 名	項 目 名
消費者情報プラザ	トラブル事例
新着情報	くらしの消費者トラブル
消費生活相談	くらしのマネートラブル
消費者トラブル、消費生活について学習したい	ライフステージ別トラブル
消費生活センター概要	相談窓口・支援
注意喚起情報	消費生活相談窓口
お知らせ	相談概要・統計
成年年齢引き下げについて	今月の気になる相談

(6) 視聴覚教材等の貸出し

種 類	回数	利用者数	貸出教材の数	主 な 貸 出 先
DVD・ビデオ等	2回	34人	4本	愛媛銀行(ひめぎん情報センター)

3 情報の提供

各媒体を活用し、安全・安心な消費生活のための情報を提供した。

(1) 相談事例提供事業

消費生活上のトラブルの未然防止や消費者としての知識の向上を目的として、新聞社や定期刊行物発行事業者等と共同企画で掲載した。

提供月	内容	提供先
4月	18歳成年今日から～さまざまな勧誘に注意～	愛媛新聞
	若者に多いトラブル(その5)「新生活に伴う引っ越しとその直後の訪問販売」に関するトラブル	コープえひめ
5月	電力会社切り替えの勧誘～「検針票見せて」に注意	愛媛新聞
	今年成年になったみなさんへ～特に気を付けてほしい消費者トラブルと注意するポイント～	コープえひめ
	電気代が安くなる？～電力契約の訪問販売に注意しましょう～	リック
6月	ネット通販定期購入～最終確認画面をよく見て～	愛媛新聞
	「電気代が安くなる？」電力契約の訪問販売にはご注意ください	コープえひめ
7月	SNSの悪用～「実質無料」の勧誘注意～	愛媛新聞
	特定商取引法の改正～インターネット通信販売は最終確認画面をチェック～	コープえひめ
8月	フリマアプリ～規約守りトラブル防止～	愛媛新聞
	悪質商法の勧誘手口としてSNSが悪用される？！	コープえひめ
9月	リボ払い～意図せず設定 注意必要～	愛媛新聞
	フリマサイトでのトラブルは行政による手助けが困難！利用規約を守りましょう	コープえひめ
10月	住宅修繕の勧誘～複数の見積もり比較を～	愛媛新聞
	そのクレジットカードの申込み リボ払い専用カードや自動リボ設定になっているかも	コープえひめ
11月	開運商法～不安をあおる契約は不当～	愛媛新聞
	保険金で住宅の修理ができるという勧誘には要注意！	コープえひめ
12月	チケットの購入～転売やSNS取引注意～	愛媛新聞
	ネット通販の最終確認画面はしっかりチェックしましょう	リック
1月	「美」と「金」～18歳・19歳トラブル多く～	愛媛新聞
	不安につけ込む勧誘には冷静な判断が必要！	コープえひめ
2月	引っ越しのトラブル～約款や人員確認し契約～	愛媛新聞
	チケットの購入時は公式サイトで価格等の確認を！	コープえひめ
3月	賃貸住宅の退去時～原状回復国が基準提示～	愛媛新聞
	新成人から多く寄せられている「美」と「金」に関する相談	コープえひめ

(2) 市町への広報誌原稿提供

消費者被害の未然防止を図るため、消費生活相談の情報を、県内各 20 市町の広報誌に原稿提供した。

提供月	内容
4月	今年成年になったみなさんへ～特に気を付けてほしい消費者トラブルと注意するポイント～
5月	「電気代が安くなる？」電力契約の訪問販売にはご注意
6月	特定商取引法の改正～インターネット通信販売は最終確認画面をチェック～
7月	悪質商法の勧誘手口としてSNSが悪用される？！
8月	フリマサイトでのトラブルは行政による手助けが困難！利用規約を守りましょう
9月	そのクレジットカードの申込み リボ払い専用カードや自動リボ設定になっているかも
10月	保険金で住宅の修理ができるという勧誘には要注意！
11月	不安につけ込む勧誘には冷静な判断が必要！
12月	チケットの購入時は公式サイトで価格等の確認を！
1月	新成人から多く寄せられている「美」と「金」に関する相談
2月	契約前に知っておきたい引越しのトラブルと注意点
3月	賃貸住宅退去前に知っておきたいトラブルと注意点

4 消費生活相談の実施

(1) 令和4年度の相談状況の概要（*PI0-NET 登録分により集計）

- ① 県内の相談窓口寄せられた相談件数は、県・市町合わせて 8,252 件となった。
 - ・前年度と比較して 43 件 (0.5%) 増となった。
 - ・内訳は、県センター2,982 件 (36.1%)、市町窓口 5,270 件 (63.9%)

- ② 年代別では、60 歳以上からの相談が 4 割弱であり、依然として高齢層の相談が多い。

70 歳以上からの相談は 1,898 件 (23.0%) と最多、60 歳代からの相談が 1,264 件 (15.3%) と続く。なお、令和4年4月1日から改正民法が施行され、新たに契約上の責任を有することとなった 18 歳及び 19 歳の相談件数増加が懸念されたが、顕著な相談件数増加はみられなかった。

- ③ 相談内容は、「化粧品」の「定期購入」に関する相談が目立つ。不意打ち性の高い取引、インターネットやSNS等が関連する取引の相談において高齢者が関与する割合が増加。

- ・商品・役務別では、「化粧品」の相談が 807 件 (9.8%) と最多であり、前年度の 428 件からほぼ倍増している。次いで「商品一般」が 800 件 (9.7%)、「健康食品」が 335 件 (4.1%) と続く。
- ・販売購入形態では、「通信販売」の相談が 3,128 件 (37.9%) と依然として最多。

次いで「店舗購入」が 1,524 件 (18.5%)、「電話勧誘販売」が 503 件 (6.1%) と続く。70 歳以上からの相談は、他の年代の相談と比較して「訪問販売」「訪問購入」の比率が大きい。

- ・インターネット通販に関する相談は 2,326 件 (28.2%) となり、前年度から 150 件 (6.9%) 増加。60 歳以上からの相談の占める比率が増加傾向にある。
- ・SNSに関する相談は 578 件 (7.0%) となり、前年度から 33 件 (6.1%) 増加。60 歳代からの相談の占める比率が増加傾向にある。
- ・定期購入に関する相談は 993 件 (12.0%) となり、前年度から 324 件 (48.4%) 増加。その7割は「化粧品」に関する相談である。また、60 歳代からの相談の占める比率が前年度より増加している。
- ・新型コロナウイルス感染症関連の相談件数は県・市町合わせて 142 件となり、前年度の 296 件からほぼ半減した。

※ 詳細は https://www.pref.ehime.jp/ecc/toukei/documents/report_2022.pdf

(2) 消費者相談人材養成事業

消費生活相談に必要な関係法令等に関する専門知識及び具体事例の対応方法について、web 及び対面研修を実施し、消費生活相談員体制を強化した。

回数・受講者延べ数：16 回 240 人

研修内容

(ア) 実施期間：令和 4 年 7 月 25 日(月)～令和 5 年 2 月 20 日(月)

(イ) 受講者：県内の消費生活相談員または消費者行政職員

(ウ) 内 容：消費生活相談員の実務に必要な関係法令、専門知識の習得
委託先 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

5 商品テスト等の実施

(1) 原因究明テスト

消費者から寄せられた商品の品質・機能等に関する苦情相談について、その原因を究明するためにテストを受け付けている。

令和 4 年度は当センターでの実績なし。

(2) 体験テスト

消費生活をより科学的な視点からとらえ、商品の選択ができる目を養うため、生活科学の学習の場として、体験テストを実施している。

◎ 体験テスト、研修生受け入れ利用状況

- ・夏休み体験テスト教室 4 回、参加者合計 5 名
- ・その他の体験テスト 2 回、参加者合計 6 名

6 相談受付事務処理の流れ

別紙